

令和8年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年8月10日（月）午後1時32分 から 午後2時52分

2 開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3 出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 議案

- | | |
|----------|--|
| 議案第 26 号 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 議案第 27 号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 議案第 28 号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 議案第 29 号 | 現況確認証明（非農地証明）について |
| 議案第 30 号 | 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について
（併せて、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について） |
| 議案第 31 号 | 筑西市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について
（併せて、筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、及び筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則の廃止について） |
| 議案第 32 号 | 筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱の制定について |
| 議案第 33 号 | 筑西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について |
| 議案第 34 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式） |
| 議案第 35 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分） |

(4) 報告

- | | |
|----------|---------------------------|
| 報告第 20 号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| 報告第 21 号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 報告第 22 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |

(5) 閉会

5 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地調整課長	澤部 明典
農地調整課庶務調整係 課長補佐	谷島 しづ江
農地調整課庶務調整係 主査	渡邊 久人
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

6、会議の概要

議 長

只今より、令和8年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員 23 名、全員であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の澤部局長、谷島補佐、渡邊主査、大塚主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、20番・大林 富子委員と21番・瀬端 洋委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第26号、農地法第3条の規定による許可について、令和8年8月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番から2番は保留となります。

番号：3番、権利：所有権移転有償、所在：笹塚字不動根、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：340 m²、譲渡人又は貸主：筑西市神分、譲受人又は借主：つくば市玉取、経営面積、渡人：6,937 m²、受人：2,259 m²、受人の労力総数及び稼働数：0、0。

なお、こちらの申請に対し、取下願いが提出されております。

4番、所有権移転有償、落合字富士、田、田、804 m²、筑西市乙、筑西市落合、1,067 m²、334,308 m²、4、4。

5番、所有権移転無償、古内字若宮、田、田、12,056 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 12,684 m²、筑西市古内、筑西市古内、12,684 m²、12,684 m²、3、3。

なお、こちらの申請に対し、取下願いが提出されております。

次のページをお願いします。

番号6番から9番は保留となります。

10番、所有権移転有償、西方字西方、畑、畑、682 m²、千葉県松戸市常盤平西窪町、筑西市西方、682 m²、23,478 m²、1、1。

次のページをお願いします。

11 番、所有権移転無償、森添島字北宿、畑、畑、1,131 m²、筑西市甲、筑西市森添島、2,045 m²、2,206 m²、3、3。

12 番、所有権移転有償、茂田字薬師堂前、畑、畑、892 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 1,677 m²、筑西市茂田、筑西市茂田、2,097 m²、4,219 m²、1、1。

番号 13 番から 14 番は保留となります。

次のページをお願いします。

15 番、所有権移転有償、中上野字東橋下、田、田、1,856 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,765 m²、筑西市中上野、筑西市中上野、4,025 m²、28,382 m²、2、2。

16 番、所有権移転有償、横塚字塚南、田、田、171 m²、筑西市横塚、筑西市横塚、11,443 m²、16,476 m²、1、1。

17 番、所有権移転有償、蕨字蕨、畑、畑、262 m²、筑西市蕨、筑西市蕨、890 m²、97 m²、1、1。

18 番、所有権移転有償、蒔田字北島、畑、畑、200 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,655 m²、栃木県真岡市飯貝、筑西市蒔田、4,656 m²、114,103 m²、3、3。

19 番、所有権移転無償、西方字館の内、畑、畑、622 m²、筑西市二木成、筑西市玉戸、1,131 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字新田、畑、畑、377 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、23,858 m²、4,719 m²、1、1。

21 番、所有権移転有償、向上野字秋葉、田、田、2,943 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 5,804 m²、東京都足立区栗原、筑西市赤浜、3,048 m²、56,994 m²、4、4。

22 番、所有権移転無償、関館字西外館、田、田、357 m²、筑西市関館、筑西市関館、891 m²、4,895 m²、1、1。

23 番、所有権移転有償、松原字石倉、畑、畑、420 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 851 m²、東京都杉並区浜田山、筑西市松原、431 m²、11,545 m²、1、1。

24 番、所有権移転有償、玉戸字南新田、畑、畑、268 m²、古河市恩名、筑西市野殿、2,049 m²、10,774 m²、1、1。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 4 番から、調査委員の報告をお願いいたします。

坂入 進
委 員

5 番、坂入です。

先月の 30 日に、書類審査を行いました。受人は地元では大規模農家を営んでおりまして、信頼のおける方でございます。

なお、後日、渡人に電話による確認を行いました。
特に問題はないと思われますが、さらなる皆様方の審議のほどよろしく願
いいたします。

議 長

10 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

19 番、宮山です。

3 条の 10 番と、24 番、これについて説明します。

先月の 30 日に書類確認をしております。

本人確認ですが、まず、10 番ですが、渡人の方へ電話をして、松戸に居住
しているというようなことで、隣である耕作者に売る、ということで確認を取
っております。

次に 24 番。

これについても同じく、売買というようなことであります。

双方とも電話したんですが、何回電話しても、女の人ですので、出ないとい
うようなことで、代理人の方へ電話しました。家庭菜園をやる、というような
ことを聞いているってというようなことで、確認を取っております。

以上 2 件、許可相当と思いますが、さらなるご審議をお願いします。

議 長

11 番をお願いします。

新井英雄
委 員

24 番、新井です。

11 番と 18 番についてご報告いたします。

先月 30 日、書類審査を実施いたしました。

11 番ですが、以前から受人に畑を耕作してもらっていて、渡人が高齢のた
め、自分の手から離したいということで、所有権移転無償となった案件です。

18 番ですが、こちらも、以前から受人に耕作をしていただいている土地で、
何とかね、買ってもらいたいってことで、話したところ、売買が成立した案件
です。

2 件とも、電話連絡をして確認をいたしました。申請どおり、間違いはない
ということなんで、書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる
皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

12 番をお願いします。

中澤 保
委 員

9 番、中澤です。

12 番について報告します。

7月30日に書類審査を行いました。

31日に渡人さん、受人さん双方へ電話連絡をいたしまして、申請どおり間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

15番をお願いします。

須藤栄一
委員

11番、須藤が報告します。

7月31日に明野支所において、書類審査を行いました。

15番、21番、23番、3件ほどあります。

15番ですが、渡人に電話で確認しました。

今までは、他の人が作っていたそうですが、受人から話があり、売買になったそうです。

21番ですが、渡人に電話を入れたのですが、繋がらず、受人に確認しました。

今までも、受人が耕作しており、渡人から売買の話があつて、合意したそうです。

それと23番ですが、渡人に電話を入れたのですが、現在使われておりません、ということで、受人の方に電話を入れて、確認しました。

今まで、受人が耕作しており、渡人から譲ってもらったそうです。

以上3件とも、書類に不備もなく、許可相当と思われますが、さらなるご審議よろしく申し上げます。

議長

16番をお願いします。

岩渕進
委員

4番の岩渕です。

第3条の16番の案件を報告します。

先月31日、書類審査を行いました。

後日、渡人に申請内容の確認のため、電話したんですが、連絡がつかなかったので、受人に申請内容の確認を行いました。

渡人は高齢で、耕作が難しくなってきたので、何とか受けてもらえないかと頼み込まれて、今回の申請になったそうです。

書類不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。

議長

17番をお願いします。

高島敏男
委 員

2 番の高島です。

ナンバー17 番の報告をいたします。

この畑は、受人が、10 年以上前から借用して、野菜を作っていたそうです。
ここに来て渡人の方から、もしあれだったら買って欲しいという話が出てきて、買うことにしたということです。

書類の方にも不備はなく、問題なしと考えますが、さらなる皆様のご審議いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

19 番をお願いします。

永井尚子
委 員

3 番、永井がご報告いたします。

7 月 30 日、書類審査を行い、後日、渡人に電話連絡をしたのですが、繋がらず、受人に電話確認を行いました。

受人によりますと、渡人は高齢のため、耕作ができず、農地の有効利用のため、譲り受けることになったそうです。

許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

20 番をお願いします。

竹内紀男
委 員

12 番、竹内です。

20 番を報告します。

7 月 30 日に関城支所において、書類審査と現地確認をいたしました。

後日、渡人に電話で確認したところ、間違いがないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

22 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

8 番の齊藤です。

7 月 30 日、関城支所におきまして、書類審査を行いました。

後日、この渡人と直接会う機会がありましたので、お話を聞きましたところ、ご高齢の一人暮らしで、後継者もないということで、やはり財産を整理していく、ということでした。受人についてお聞きしましたところ、隣の土地を持っている方がおりましたので、無償で所有権移転の申請をした、ということ

		した。許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長		調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いいたします。
委 員		「異議なし」
議 長		異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 26 号 受付番号 3 番から 5 番、10 番から 12 番、15 番から 24 番を採決いたします。 議案第 26 号 受付番号 3 番及び 5 番を取下げとし、受付番号 4 番及び 10 番から 12 番、15 番から 24 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員		(挙手全員)
議 長		挙手全員。議案第 26 号 受付番号 3 番及び 5 番を取下げとし、受付番号 4 番及び 10 番から 12 番、15 番から 24 番を原案どおり許可することに決しました。 次に、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可について」ですが、こちらは全件保留となりましたので、議案について、事務局より説明および調査委員の報告はございません。 次に、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長		渡邊主査より説明させます。
渡邊主査		9 ページをお願いいたします。 議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：藤ヶ谷字新田、登記簿地目：畑、現況：畑、面積：2,667 m ² 、譲渡人：筑西市藤ヶ谷、譲受：筑西市藤ヶ谷、転用事由：駐車場および資材置場。 申請地は、関城東小学校から北西 500m に位置する、広がりのある農地の第

1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で運送業を営む法人で、事業拡大に伴い、駐車場を確保すべく申請するものです。

番号 2 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、山林、畑、682 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、転用事由：駐車場。

申請地は、関城中学校から東約 400m、明野・間々田線沿い北側に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地付近で金属スクラップ卸売業を営む法人で、事業拡大に伴い、駐車場を確保すべく申請するものです。

番号 3 番、所有権移転有償、上平塚字堀角、畑、畑、2,784 m²、筑西市上平塚、筑西市飯島、駐車場。

申請地は、下館総合体育館から西約 300m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、市内飯島で運送業を営む法人で、申請地の隣地に物流センターを有しておりますが、敷地内に従業員の通勤車を駐車しているため、進入路に余裕がなく、安全確保と迅速な運送業務のため、従業員駐車場を独立して確保すべく申請するものです。

番号 4 番、使用貸借権、深見字西畑、畑、畑、322 m²、筑西市深見、土浦市中都町 1 丁目、自己住宅。

申請地は、西部メディカルセンターから北約 300m、筑西幹線道路から約 400 m 西の広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号 5 番、所有権移転有償、関本肥土字天神下、畑、畑、620 m²、筑西市関本上中、筑西市関本肥土、貸駐車場。

申請地は、茨城県総合健診センターから南約 200m、船舟街道沿い東側に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、市外で運送業を営む法人で、筑西市での業務拡大を計画しているため、申請するものです。

番号 6 番、所有権移転有償、笹塚字不動根、畑、畑、340 m²、筑西市神分、つくば市玉取、農家住宅。

申請地は、伊讃小学校から西約 1 km、結城街道から北約 200m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号 7 番、所有権移転無償、玉戸字西原、畑、畑、455 m²、筑西市玉戸、筑

西市伊讃美、自己住宅。

申請地は、下館西中学校から東約 900m、結城街道から南約 300mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、市内の借家に居住しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号8番、所有権移転有償、蕨字北ノ内、田、雑種地、26 m²、筑西市蕨、筑西市蕨、貸駐車場。

申請地は、養蚕小学校から南約 900m、筑西・つくば線沿い東側に位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地近くにて金属加工業を営む法人で、従業員の増員をするため、その駐車場を確保すべく申請するものです。

番号9番の案件は保留であります。

番号10番、所有権移転無償、小川字本田、田、宅地、498 m²、栃木県小山市犬塚8丁目、筑西市小川、自己住宅。

申請地は、川島小学校から北西約 1,200m、小川川島停車場線から東約 100mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、市内に親と同居しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号11番、所有権移転有償、板橋字大久保、畑、畑、1,204 m²、筑西市板橋、筑西市倉持、資材置場。

申請地は、関城支所から南約 200m、船舟街道から東約 100mに位置する第3種農地です。

申請者は、現在倉持地内を拠点に建設資材の仕入、製造販売業を多角的に営んでおりますが、既存の拠点にすべての資材、工事車両を格納していることから、資材の搬送、工事車両の運行を効率よくすべく、新たな拠点を置く申請をするものです。

番号12番、賃貸借権、玉戸字山ヶ島、畑、畑、218 m²、外5筆、合計6筆、合計面積3,101 m²、筑西市玉戸、筑西市玉戸、作業所敷地。

申請地は、JR水戸線玉戸駅から南西約 800m、国道50号線から南約 300mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在玉戸地内、申請地の隣地にて鉄筋加工業等を営んでおりますが、これまで現場で資材を組み立てていたところ、組み立てた資材を現場に搬送するようにし、猛暑の中での現場作業を簡素化するよう作業用の敷地を拡張すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号1番から、調査委員の報告をお願いいたします。

竹内紀男
委 員

12番、竹内です。
私からは、1番と2番と11番を報告いたします。
先月の30日に、関城支所において、書類審査と現地を確認いたしました。
後日ですね、渡人に電話で確認したところ、3件とも間違いないということでした。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

3番をお願いします。

新井英雄
委 員

24番の新井です。
3番についてご報告いたします。
7月30日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。
この案件は、駐車場ということで、従業員さんの駐車場を確保する、という申請でありました。渡人に、何度連絡しても連絡がつかないんで、受人の運送会社に連絡をいたしました。申請書どおり、間違いないということでした。
書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

4番をお願いします。

高島敏男
委 員

2番、高島です。
ナンバー4とナンバー8を報告いたします。
最初にナンバー4なんですが、ナンバー4の自己住宅は、渡人の娘さんが、今現在アパートにいるということで、とりあえず移動したいんですってことなので、娘さんなんで、土地を貸して建てさせる、というようなことに決まったそうです。
ナンバー8ですが、この小さな土地に、昔は駐在所があったそうなんです。その駐在所がなくなったために、小さい土地が現れちゃったということで、隣の受人に売買の話をしたところ、気持ちよく、いいですよってというような、購入の話がありましたので決めました、とのこと。
書類にも不備が認められず、許可相当と思いますが、さらなる皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

5番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番、栗島です。

5 番についてご報告申し上げます。先月の 30 日に書類審査、現場確認をして参りました。後日、渡人・受人双方に電話確認をして参りました。

渡人と受人は、25、6 年前からの知り合いで、今回、受人が運送業を営んでいるということで、規模拡大・業務の拡張ということで、受人が今住んでいる隣接に渡人の土地があり、今回の話がまとまったそうです。

書類にも不備もなく、許可相当と判断して参りました。以上です。

よろしくお願いいたします。

議 長

6 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

19 番、宮山です。

5 条の 6 番について説明します。

先月 30 日に現地と書類、確認しております。住宅用地としての売買はありますが、入口がね、狭くて、受人のみの、購入しか考えられない土地であったかなと思います。これについては 3 条 3 番の取下げ案件がこれに変更したものであります。

本人確認についてはですね、双方とも、何度電話しましても、出ない、留守電も出ない、というようなことで、代理人の方に確認を取っております。

当該の土地は親戚関係で、やはり受人しか利用できない、というような場所でありまして、今度実家に帰ってくるってというようなことで、妥当であると思います。

許可相当であると思いますが、さらなるご審議をお願いします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

永井尚子
委 員

3 番、永井がご報告いたします。

7 月 30 日、書類審査及び現地調査を実施いたしました。

後日、渡人・受人に連絡をしましたが、連絡がつかず、代理人に確認をいたしました。渡人と受人の関係は、祖父と孫であり、祖父の土地を孫の住宅の建設のため、今回の申請になったそうです。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

10 番をお願いします。

中澤 保

9 番、中澤です。

委 員	10 番と 12 番について報告いたします。 7 月 30 日に書類審査、及び現地確認を行いました。 まず、10 番ですが、渡人さんの方へ連絡を取りましたが、連絡がつかず、受人さんの方へ連絡をして、申請どおり間違いないということです。 渡人さん・受人さんは親子関係で、こういう申請をしたそうです。 続いて、12 番なんですけど、渡人さんの個人名義の土地を会社名義の方へ、貸し付けると、そういう形の、貸借権です。 受人・渡人とも同じ方なんですけど、書類に不備もなく、10 番、12 番ともに、許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議の方、お願いいたします。 以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いいたします。
高島敏男 委 員	いいですか。
議 長	はい、高島委員。
高島敏男 委 員	6 番と 7 番の、些細な問題なんだろうけど、農家住宅と自己住宅に違いはあるんですか。
議 長	事務局。
渡辺主任	事務局の渡辺です。 自己住宅と農家住宅の違いなんですけど、自己住宅は面積が 500 m²以下になっています。農家住宅は 500 m²以上いけるんですけど、農地を 1,000 m²以上持っている方が該当します。 ざっくり言うとそんな形になります。
高島敏男 委 員	わかりました。
議 長	他に質問はありますか。
委 員	「異議なし」

議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 28 号 受付番号 1 番から 8 番、及び 10 番から 12 番を採決いたします。 議案第 28 号 受付番号 1 番から 8 番、10 番及び 11 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。 議案第 28 号 受付番号 1 番から 8 番、10 番及び 11 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 28 号 受付番号 12 番は 30 a を超える農地転用事案となります。 議案第 28 号 受付番号 12 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。 よって、議案第 28 号 受付番号 12 番を原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 次に、議案第 29 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	渡邊主査より説明させます。
渡邊主査	14 ページをお願いいたします。 議案第 29 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。 番号 1 番、所在：田宿字大舩、登記簿地目：田、現況地目：宅地、面積：345 m²ほか 2 筆、合計面積 840 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：神栖市木崎。

申請地は、明野支所から北東、約 900m、筑西つくば線から西約 50mに位置する土地です。

20 年以上、農地ではないとして航空写真を添付し、証明願いが出されております。

番号 2 番、落合字富士、田、宅地、263 m²、宅地、住宅敷地、筑西市乙。

申請地は、河間小学校から北、約 1.5 km、高田筑西線から西約 200mに位置する土地です。

20 年以上、農地ではないとして航空写真を添付し、証明願いが出されております。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いいたします。

須藤栄一
委 員

13 番、須藤が報告します。

7 月 31 日に書類審査をして、それから全員で現地確認をしました。現地は綺麗に整備されており、母屋だけが残っておりました。

20 年以上経っており。書類に不備もなく、非農地証明の発行は可能だと思いますが、皆様のさらなるご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

坂入 進
委 員

5 番の坂入です。

先月の 30 日に、書類審査及び現地確認を行いました。

この物件は、分筆をしておりますが、現況は、宅地となっておりますが、航空写真確認により、20 年以上経過している、ということでございます。

こちら、非農地証明は許可相当かと思われそうですが、さらなる皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 29 号 受付番号 1 番及び 2 番を採決いたします。

議案第 29 号 受付番号 1 番及び 2 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。

よって議案第 29 号 受付番号 1 番及び 2 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 30 号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について（併せて、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 大塚主任より説明させます。

大塚主任 16 ページをお願いいたします。

議案第 30 号、筑西市附属機関に関する条例の一部改正について（併せて筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

条例の改正につきましては、市長部局が進めておりまして、令和 8 年 7 月 24 日付で、筑西市長から協議の依頼がありましたので、本日ご協議いただいたうえで、その結果を回答するものでございます。

変更箇所につきまして、新旧対照表でご説明いたします。20 ページをお願いいたします。ページの左半分が現行、右側が改正案となっております。現行、別表 1 市長の附属機関「農業委員会委員候補者選考委員会」とあるところを、「農業委員会委員等候補者選考委員会」に改正いたします。また、右側の改正案、右下の 3、農業委員会の附属機関といたしまして、農業委員会委員等候補者選考委員会を追加し、担当する事務を、「農業委員会の諮問に応じて、農地利用最適化推進委員の候補者を選考し、農業委員会に報告すること」とするものでございます。

こちらにつきましては、選考過程の公正性、及び透明性を確保するため、これまで農業委員の選考を行っていた選考委員会に、農地利用最適化推進委員の候補者の評価・選考についても諮問することができるよう、改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についても同様に、現行、別表第

2「農業委員会委員候補者選考委員会」とあるところを、「農業委員会委員等候補者選考委員会」に改正いたします。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日開催いたしました農政企画審議会において、議案第 30 号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について（併せて、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案 30 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 30 号を採決いたします。

議案第 30 号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について（併せて、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員。

よって、議案第 30 号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について（併せて、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、議案第 31 号「筑西市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について（併せて、筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、及び筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則の廃止について）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

大塚主任より説明させます。

22 ページをお願いいたします。

議案第 31 号、筑西市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について、併せて、筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、及び筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則の廃止について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

議案第 31 号につきましても、議案第 30 号と同様に、筑西市長からの協議依頼があり、協議結果を回答するものでございます。

こちらの改正につきましては、他例規の改正に伴う文言の修正も入っておりますので、主要部分のみご説明いたします。

新旧対照表の 27 ページをご覧ください。

第 10 条、候補者の選考につきまして、現行、「農業委員会委員候補者選考委員会に候補者の選考及び当該選考に係る意見の報告を求めるものとする」とあるところを、改正案、「農業委員会委員“等”候補者選考委員会に候補者の選考について諮問し、当該選考に係る意見の報告を求めるものとする」に改正いたします。

28 ページをお願いいたします。

筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の新旧対照表となります。

第 3 条、補助執行事務の新設となります。右側、改正案、第 3 条第 2 項、市長は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定による農業委員会の委員の任命に関する事務のうち、次に掲げる事務を農業委員会に補助執行させる。

第 1 号 農業委員会法第 9 条第 1 項の規定による農業委員の候補者の推薦及び募集に関する事務

第 2 号 農業委員会法第 9 条第 2 項の規定による農業委員の候補者の推薦を受けたもの及び募集に応募した者に係る情報の整理及び公表に関する事務

第 3 号 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 5 条第 2 項の規定による農業委員の任命に係る過程の公正性及び透明性を確保するための必要な措置に関する事務

また、このあとご審議いただく筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱を制定するにあたり、筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則は廃止となります。

議案第 31 号の説明については以上でございます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日、開催いたしました農政企画審議会において、議案第 31 号「筑西市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について（併せて、筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、及び筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則の廃止について）」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 31 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 31 号を採決いたします。

議案第 31 号「筑西市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について（併せて、筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、及び筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則の廃止について）」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委員

（挙手全員）

議長

挙手全員。

よって、議案第 31 号「筑西市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正について（併せて、筑西市農業委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、及び筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則の廃止について）」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、議案第 32 号「筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱の制定について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

大塚主任より説明させます。

大塚主任

29 ページをお願いいたします。

議案第 32 号、筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱の制定について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

議案第 32 号につきましても、議案第 30 号、31 号と同様に、筑西市長からの

協議依頼があり、協議結果を回答するものでございます。

こちらにつきましては、廃止になりました筑西市農業委員会委員候補者選考委員会設置規則に代わり、新しく要綱を制定するものです。

大きな変更点といたしまして、第3条の「候補者の選考の方法等」について、追加となっておりますので、読み上げをいたします。

第3条 選考委員会は、農業委員及び推進委員の候補者の推薦に関する書類、候補者の応募に関する書類等に基づき、候補者の活動の履歴等について調査するとともに、必要に応じて候補者との面接その他の方法により候補者を評価し、選考するものとする。

第2項 選考委員会は、前項の選考に当たっては、候補者の年齢、性別、地域的均衡等を総合的に勘案するものとする。

第3項 選考委員会は、選考すべき農業委員の候補者又は選考すべき推進委員の候補者の数が、それぞれ筑西市農業委員会の委員等の定数に関する条例第2条に規定する農業委員の定数又は同条例第3条に規定する推進委員の定数を超えない場合であっても、前2項の規定に基づき候補者を評価し、選考するものとする。

議案第32号の説明については以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日開催いたしました農政企画審議会において、議案第32号「筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱の制定について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第32号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

國府田委員。

國 府 田
喜 久 男
委 員

さっきの農政企画審議会の中で、事務局長が、大雑把にこうだって言ったこと、大変分かりやすかったので、皆さんに行ってください。お願いします。

議 長

事務局長。

事務局長

私の方から、説明させていただきます。

今回、今まで農業委員会委員の選考委員会というのを開催しておりましたが、その選考委員会において、推進委員の選考も同時に行ってもらったところ、「筑西市農業委員会委員候補者選考委員会」と今まであったところを、「筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会」と、「等」を追加しなくてはいけないということになりましたので、それに関します条例等、全て名称の変更が生じたので、ここが変わります、ここも変わりますと説明したんですが、実質的には、推進委員の選考を選考委員会でやるために、名称変更が必要になりまして、その名称を変更することによって関連する条例等のいわゆる名称を変えざるを得ない、というところがメインでございます。その他は変わりはありません。以上でございます。

議長

他にご質疑はございませんか。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 32 号を採決いたします。

議案第 32 号「筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱の制定について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。

よって、議案第 32 号「筑西市農業委員会委員等候補者選考委員会の組織、運営等に関する要綱の制定について」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、議案第 33 号「筑西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

大塚主任より説明させます。

大塚主任

34 ページをお願いいたします。

議案第 33 号、筑西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水

柿重壽。次のページをお願いいたします。

今般の条例改正に伴い、選考委員会に諮問する規定の追加及び文言を修正するなど規則の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきまして、新旧対照表、37 ページをお願いいたします。右側改正案、第 1 条の 2、定義規定の追加、38 ページ 右側改正案、第 10 条 農地利用最適化推進委員の候補者の選考について「農業委員会委員等候補者選考委員会」に諮問する規定の追加となります。

こちらにつきましては、条例等の施行日が 10 月 1 日になりますので、それに併せて同日、10 月 1 日の施行となります。

議案第 33 号の説明については以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審 議 会
委 員 長

本日開催いたしました、農政企画審議会において、議案第 33 号「筑西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を協議・検討いたしました。その結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。以上です。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 33 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 33 号を採決いたします。

議案第 33 号「筑西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。

よって、議案第 33 号「筑西市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。

なお、議案第 34 号は、4 番議席・岩渕進委員、7 番赤城美子委員、8 番議席・齊藤一弥委員、10 番 栗島菊雄委員、13 番 國府田喜久男委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

14 時 39 分 除斥

議長

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

議案書の 40 ページをお開き願います。

議案第 34 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」。令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画（案）・総括表（申請）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付けにおいて、契約開始日につきましては、新規のものは、令和 8 年 10 月 1 日、中間の貸借更新のものは令和 8 年 11 月 1 日がそれぞれ開始日となり、総括表が示してございます。

現況地目は田、及び畑で、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。

まず新規でございますが、契約が 3 年未満のものが 1 筆、2,695 m²、3 年以上 6 年未満のものが 83 筆、216,806 m²、10 年以上のものが、659 筆、1,116,184 m²。合計 743 筆、1,335,685 m²でございます。

続いて中間の貸借更新でございますが、契約が 3 年未満のものが 1 筆、628 m²、3 年以上 6 年未満のものが、5 筆 15,676 m²、10 年以上のものが、257 筆、746,586 m²。合計 263 筆、762,890 m²でございます。

明細につきましては、42 ページから 64 ページに記載のとおりでございます。

詳細につきましては、省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委員	「異議なし」
委員	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 34 号を採決いたします。 議案第 34 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を賛成の委員は挙手を願います。
委員	（挙手全員）
議長	挙手全員。よって、議案第 34 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。 ここで、4 番議席・岩渕進委員、7 番議席・赤城美子委員、8 番議席・齊藤一弥委員、10 番 栗島菊雄委員、13 番 國府田喜久男委員の除斥を解きます。 1 4 時 4 5 分 解除
議長	次に、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	谷島補佐より説明させます。
谷島補佐	議案書の 65 ページをお開き願います。 議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」。 令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積等促進計画（案）・総括表（申請）について、ご説明いたします。 農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。 再配分されたものの契約開始日は、令和 8 年 10 月 1 日でございます。 現況地目は田、及び畑で、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。

6 年以上 10 年未満のものが、13 筆、12,064 m²、合計 13 筆、12,064 m²でございます。

明細につきましては、67 ページに記載のとおりでございます。

詳細については、省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 35 号を採決いたします。

議案第 35 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員。よって、議案第 35 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。

次に、日程第 4 報告第 20 号から第 22 号を事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

報告第 20 号から報告第 22 号までを一括してご説明いたします。

初めに 68 ページをお開き願います。

報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は 2 件でございます。

これは市街化区域内における転用で、共同住宅敷地 1 件、集合住宅用ごみ集積所 1 件でございます。

次に 70 ページをお開き願います。

報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和 8 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は5件でございます。

これは市街化区域内における権利移動を伴う転用で、自己住宅2件、共同住宅1件、工場敷地1件、太陽光発電設備1件でございます。

次に73ページをお開き願います。

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和8年8月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお開き願います。

74ページから82ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、20件でございます。説明は以上でございます。

議 長

報告第20号から第22号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年度第5回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和8年8月10日

議 長

署名委員

署名委員